

○農林水産省令第五十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十一年九月六日

農林水産大臣 中川 昭一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項地域の欄中、「チリ」を削り、
同項植物の欄中（付表第九に掲げるものを除
く。）を削り、付表第九を次のように改める。

九 削除

別表二の付表第二十七中、「エイチワイ九四七四
種、エビータ種、オハイオ七九八三種、サンライ
ズ種、トラスト種、ドンビート種及びベルモンド
種」を削り、同表第三十中「アール二四八種、
アール二八四種、アール四一八種、アグリセット
七六一種、オリンビック種、コビア種、コロニア
ル種、サニー種、サンヒム種、シャディレデー
種、ソーラーセット種、デバインレイプエフ五〇
五種、ピースエックス一九三九二種、ピース
チエヌ二種、ピースチエヌ二種、ピース
エヌ九五種、ピースチエヌ一五三種、ピース
チエヌ二七〇種、ピースエイエックス六〇一五種、
ボニータ種、メイスド種、六八種、七七種、八八
種及び二四六種の」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。